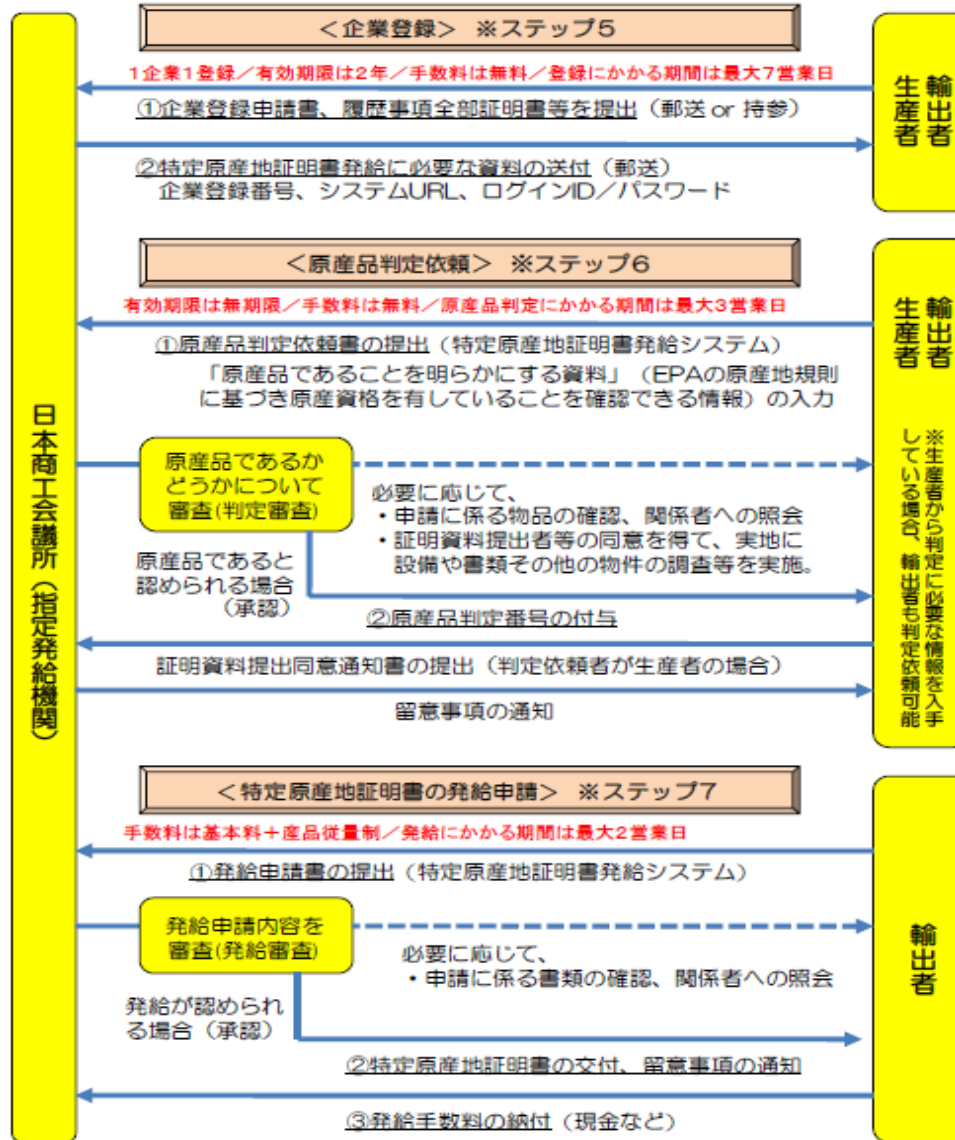


# 特定原産地証明書発給申請

【特定原産地証明書の発給に関する手続きの流れ】



出所: 日本商工会議所「特定原産地証明書発給申請マニュアル」

# 特定原産地証明書発給申請マニュアル

## 申請先は日本商工会議所

<http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki.pdf>

### 特定原産地証明書発給申請マニュアル

＝ 経済連携協定共通 ＝

【二国間経済連携協定】 (国名50音順)

(対象国)

インド、インドネシア、オーストラリア、スイス、タイ、チリ、  
フィリピン、ブルネイ、ベトナム、ペルー、マレーシア、  
メキシコ

【多国間経済連携協定】

(対象地域) アセアン

<発効年月日>

日メキシコ協定	2005年 4月 1日
日マレーシア協定	2006年 7月 13日
日チリ協定	2007年 9月 3日
日タイ協定	2007年 11月 1日
日インドネシア協定	2008年 7月 1日
日ブルネイ協定	2008年 7月 31日
日アセアン協定	2008年 12月 1日
日フィリピン協定	2008年 12月 11日
日スイス協定	2009年 9月 1日
日ベトナム協定	2009年 10月 1日
日インド協定	2011年 8月 1日
日ペルー協定	2012年 3月 1日
日オーストラリア協定	2015年 1月 15日

平成27年10月

経済産業省貿易経済協力局貿易管理課原産地証明室 監修

日本商工会議所

### 特定原産地証明書の取得や EPA 活用に関するお問合せ先

- 日本商工会議所は、経済産業大臣から経済連携協定（EPA）に係る特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関としての指定を受けています。
- EPA全般に関するお問合わせ（ビジネス相談含）については、日本貿易振興機構（ジェトロ）まで、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。
- 特定原産地証明書発給については、日商国際部および日商事務所までご連絡ください。

#### <特定原産地証明書に関する相談>

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
判定	発給	日商事務所	
	○	札幌事務所 (札幌商工会議所内)	TEL：011-231-1332
	○	仙台事務所 (仙台商工会議所内)	TEL：022-265-8126
	○	黒部事務所 (黒部商工会議所内)	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所 (金沢商工会議所内)	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所 (千葉商工会議所内)	TEL：043-227-4101
○	○	東京事務所 (東京商工会議所内)	TEL：03-3283-7771
○	○	横浜事務所 (横浜商工会議所内)	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所 (浜松商工会議所内)	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所 (静岡商工会議所内)	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所 (富士商工会議所内)	TEL：0545-52-0995
○	○	名古屋事務所 (名古屋商工会議所内)	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所 (蒲郡商工会議所内)	TEL：0533-68-7171
	○	豊川事務所 (豊川商工会議所内)	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所 (四日市商工会議所内)	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所 (福井商工会議所内)	TEL：0776-33-8253
○	○	京都事務所 (京都商工会議所内)	TEL：075-212-6410
○	○	大阪事務所 (大阪商工会議所内)	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所 (神戸商工会議所内)	TEL：078-303-5806
	○	岡山事務所 (岡山商工会議所内)	TEL：086-232-2266
	○	広島事務所 (広島商工会議所内)	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所 (福山商工会議所内)	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所 (高松商工会議所内)	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所 (福岡商工会議所内)	TEL：092-441-1114
○	○	北九州事務所 (北九州商工会議所内)	TEL：093-541-0185

#### <EPA関連法令に関する相談>

経済産業省 原産地証明室 (※認定輸出者制度含む)	TEL：03-3501-0539
---------------------------	------------------

# 特定原産地証明書についてよくある問合せと参考資料

## <よくある問合せ>

### 1. 遡及発給

照会: 輸入国で既にMFN税率を適用されて通関した貨物に対して、輸出国でEPA用特定原産地証明書を遡及発給して輸入国税関に提出し支払った関税の還付を受けられないか？

回答: いったん通関し内貨になったものに遡及発給された特定原産地証明書の原本を輸入国税関に提出しても、支払った関税の還付は受けられない。還付制度のある輸入国では輸入通関時に、輸入申告書などに特定原産地証明書が間に合わないのでは後日提出する旨の申告をして許可を受ける必要あり。

### 2. 小額輸入申告の特定原産地証明書の提出

照会: 2,000USドルを超えない、または輸入国が規定する額を超えない貨物の場合(日本:20万円)には、提出を要しない(日本タイEPA)などの規定により、特定原産地証明書の提出は不要ですね？

回答: 輸入国の国内法を調べて、限度額をチェックする。日本の場合の限度額20万円は、インボイス価格でなく、課税価格なので要注意。さらに、限度額以下であれば特定原産地証明書提出は不要だが、当該産品に要求されている原産地規則を満足した原産品でなければならない。輸入国税関から原産品であることの説明を求められた場合、明確に原産品であることの説明が必要。

## 参考資料:

税関 原産地証明書Formと記載内容

[http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido\\_tetsuduki/gensanchi/hikaku.htm](http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/seido_tetsuduki/gensanchi/hikaku.htm)

税関 原産地証明書記載要領 <http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou/asean/kisaiyouryou.pdf>

<http://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/gaiyou.htm>

日本商工会議所 発給マニュアル <http://www.jcci.or.jp/gensanchi/tebiki8.pdf>

ジェトロ 日本とASEAN諸国のEPAに関する輸入通関手続き:

[http://www.jetro.go.jp/theme/wtofta/procedure/pdf/asean\\_customs\\_clearance.pdf](http://www.jetro.go.jp/theme/wtofta/procedure/pdf/asean_customs_clearance.pdf)

# 原産品判定後の社内管理

## 特定原産品の維持管理

非原産材料を使用し、実質的変更基準を満たすもの。

特定原産品の認定を受け、継続してその特定原産品をEPA税率を利用して締約国の輸入者が輸入する場合、輸出者は輸出の度に、認定された特定原産品認定番号を使って特定原産地証明書発給を受ける。この場合、特定原産品は原産品判定時に用いた判定基準を満たしていなければならない。

- 1-1 付加価値基準であれば、使用した基準値をクリアしていなければならない。  
原産品判定番号取得後、売値が下がったり、原材料の値上がりや人件費の上昇など原価要素が変化した場合、基準値(閾値)をクリアしているか否かのチェックが必要である。
- 1-2 関税分類変更基準であれば、使用していた原材料は変更してはならない。  
原材料を変更した場合は、新たに原産品判定からやり直さなければならない。
- 1-3 加工工程基準であれば、原産品判定依頼時に申請した加工工程が引き続き行われていることの確認が必要である。

なお、継続して同じ原産品判定番号で特定原産地証明書の発給を受けている場合でも、最低1回/半年はチェックが必要である。

基準値(閾値)をクリアせず、今後もクリアする見込みのない場合、取り扱い担当商工会議所に報告して原産品判定結果(番号)を取り消す必要がある。

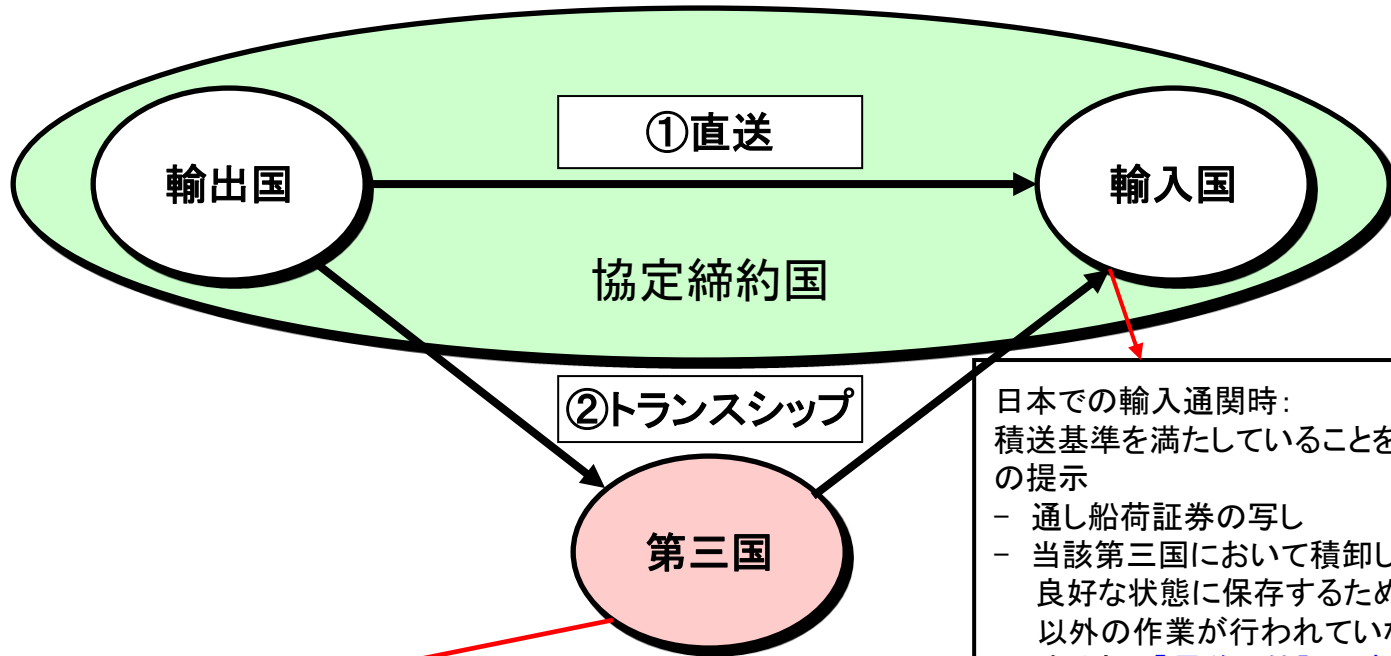
# 特定原産地証明書受給者の遵守義務

## 日本タイEPAの場合

1	原産品でなかった事等の通知義務	輸出者(申請者)	生産者(原産品判定資料提出者)
	1-1 原産地証明書発給を受けた産品が原産品でなかったこと	5年	5年
	1-2 原産地証明書記載に誤りが生じたこと (申請者の記載、資料の内容の誤りによる)	1年	—
	1-3 提出済資料の内容に誤りがあったこと	—	1年
	1-4 原産地証明書記載事項に変更があったこと	1年	—
2	書類の保存	当該特定原産地証明書発行日から5年間 (日本ブルネイ協定、日本ASEAN協定は3年間保管義務)  書類の保存がない場合、原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性はある	
	2-1 原産地証明書発給を受けた産品に関する書類で、 2-2 産品の原産性を明確にするための資料内容の事実証明するために必要な書類		
3	原産地証明書受給者、特定証明資料提出者の報告等	その同意拒否の場合、特定原産地証明書発給決定取消、相手国の当局への発給取消を通報する可能性がある	
	特定原産品でなかったことなどの通知義務遵守確認のため、原産地証明書受給者、特定証明資料提出者に経済産業大臣または指定発給機関が、 <a href="#">その同意を得て報告要請、実地検査できる</a>		
4	原産品であるか否かについての確認 経済連携協定における輸入国の関連当局は輸出国から輸入される産品が当該輸出国の原産品であるか否かを決定するため、当該輸出国の権威ある政府当局に対し、以下の要求ができる	原産品確認手続きが円滑に対応できず、最終的には特惠関税否認の可能性はある	
	4-1 相手国政府から日本国政府に情報提供要請		
	4-2 相手国政府が必要な日本国政府への追加情報提供要請		
	4-3 4-1、4-2で満足しない場合、日本国政府が相手国政府当局の立会いの下に実地に生産設備を確認すること等の要請		
5	原産地証明書の返納義務	不要になった時、速やかに返納	

# 積送基準と証明

## 積送基準を満たすための条件



### <トランスシップの場合の条件>

積み替えまたは一時蔵置のために第三国を經由して輸送される場合-当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないこと-

★加工を加えず、原産性を維持していること!

日本での輸入通関時:  
積送基準を満たしていることを証明する書類の提示

- 通し船荷証券の写し
- 当該第三国において積卸しおよび産品を良好な状態に保存するために必要な作業以外の作業が行われていないことを証明するもの「運送要件証明書」

日本の場合:  
当該第三国の税関その他の権限を有する官公署が発給した証明書またはその他税関長が適当と認める書類  
(関税法施行令第61条第1項第2号口)

本誌15頁「原産地規則-2」参照